

延滞金の計算方法

延滞金の額は、法定納期限の翌日から完納する日までの日数に応じ、次により計算した金額の合計額（①+②）となります。

①納期限の翌日から1か月を経過するまでの延滞金額

$$\frac{\left(\begin{array}{c} \text{納付すべき} \\ \text{本税の額} \\ \text{〔1,000円未満の} \\ \text{端数切り捨て〕} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{延滞金の割合} \\ \text{(A)} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{期間(日数)} \\ \text{納期限の翌日から} \\ \text{1か月を経過する} \\ \text{日まで} \end{array} \right)}{365 \text{ (日)}} = \left(\begin{array}{c} \text{金額①} \\ \text{〔1円未満の端数} \\ \text{切り捨て〕} \end{array} \right)$$

②納期限の翌日から1か月を経過した日以後の延滞金額

$$\frac{\left(\begin{array}{c} \text{納付すべき} \\ \text{本税の額} \\ \text{〔1,000円未満} \\ \text{の端数切り捨て〕} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{延滞金の割合} \\ \text{(B)} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{期間(日数)} \\ \text{〔1か月を経過した日} \\ \text{から完納の日まで} \end{array} \right)}{365 \text{ (日)}} = \left(\begin{array}{c} \text{金額②} \\ \text{〔1円未満の端数} \\ \text{切り捨て〕} \end{array} \right)$$

$$\underline{\underline{\text{金額①} + \text{金額②} = \text{延滞金額 (100円未満切り捨て)}}$$

- ※1 納付すべき本税の額は（未納額）は、当該税額が2千円未満の場合は全額を切り捨て、また2千円以上でその額に千円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額
- ※2 計算した延滞金額が千円未満の場合はその全額を切り捨て、また千円以上で百円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てる。
- ※3 うるう年も1年を365日で計算する。

【延滞金の割合】

★平成11年12月31日までの割合

年 14.6%（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年 7.3%の割合）

★平成12年1月1日から平成25年12月31日までの割合

年 14.6%（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については特例基準割合〔注〕）

★平成26年1月1日から令和2年12月31日までの割合

特例基準割合〔注〕に年 7.3%の割合を加算した割合（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合。ただし、特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合は年 7.3%の割合とする。）

★令和3年1月1日以後の割合

延滞金特例基準割合〔注2〕に年7.3%の割合を加算した割合（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合。ただし、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は年7.3%の割合とする。）

〔注〕特例基準割合

◆平成12年1月1日から平成25年12月31日までの特例基準割合

各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（当該割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年4%の割合を加算した割合

◆平成26年1月1日から令和2年12月31日までの特例基準割合

各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を12で除して計算した割合（当該割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合。ただし、特例基準割合が年7.3%の割合を超える場合は年7.3%の割合とする。

〔注2〕延滞金特例基準割合

◆令和3年1月1日以後の延滞金特例基準割合

平均貸付割合（前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として財務大臣が告示する割合。）に年1%の割合を加算した割合。ただし、延滞金特例基準割合が年7.3%の割合を超える場合は年7.3%の割合とする。

(延滞金)特例基準割合の適用期間	納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間の割合(A)	納期限の翌日から1か月を経過した日から納付の日までの期間の割合(B)
平成11年12月31日以前	7.3%	14.6%
平成12年1月1日～平成13年12月31日	4.5%	
平成14年1月1日～平成18年12月31日	4.1%	
平成19年1月1日～平成19年12月31日	4.4%	
平成20年1月1日～平成20年12月31日	4.7%	
平成21年1月1日～平成21年12月31日	4.5%	
平成22年1月1日～平成25年12月31日	4.3%	
平成26年1月1日～平成26年12月31日	2.9%	9.2%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	2.8%	9.1%
平成29年1月1日～平成29年12月31日	2.7%	9.0%
平成30年1月1日～令和2年12月31日	2.6%	8.9%
令和3年1月1日～令和3年12月31日	2.5%	8.8%
令和4年1月1日～令和7年12月31日	2.4%	8.7%

【 例 】

納めるべき税額が 126,300 円、納期限が令和 7 年 9 月 1 日で、令和 7 年 12 月 26 日に全額を納付した場合の延滞金の計算

$$\textcircled{1} = 126,000 \text{ 円} \times 2.4\% \text{ (A)} \times 30 \text{ 日} / 365 \text{ 日} \doteq 248 \text{ 円}$$

$$\textcircled{2} = 126,000 \text{ 円} \times 8.7\% \text{ (B)} \times (116 \text{ 日} - 30 \text{ 日}) / 365 \text{ 日} \doteq 2,582 \text{ 円}$$

$$\text{延滞金額} = 248 \text{ 円} + 2,582 \text{ 円} \doteq \underline{\underline{2,800 \text{ 円}}}$$